

患者様各位

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

地域一般入院料1・・・一日につき1,764円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象となりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

◎重傷者病室に入院されている方

◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）

◎脊髄損傷等の重度障害者

◎人工呼吸器を使用されている方

◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランク B 以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

以上

2024.06.01

山梨市立牧丘病院